

【パブリックコメント参考資料】

## （仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案）の 考え方について

### I. 条例の目的

障害者の意思疎通に関する社会的障壁の除去に努め、障害の特性に応じた意思疎通のための手段を利用しやすい環境を構築し、もって全ての人々が支え合い、共に生き、共に暮らす地域社会をめざすため、本条例を制定するものである。

### II. （仮称）箕面市障害者情報コミュニケーション促進条例（素案）の概要

#### 1 基本理念

- (1) 意思疎通手段の利用機会の確保は、相互理解及び個性と人格の尊重を基本として行われなければならない。
- (2) 意思疎通手段を利用する人が意思疎通を円滑に図る権利は、最大限尊重されなければならない。

#### 2 市の責務

- (1) 市は、意思疎通手段に対する市民及び事業者等の理解を促進するための施策を推進する。
- (2) 市は、障害者が意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することができる環境の整備を促進する施策を推進する。
- (3) 市は、市が主催する行事等において、意思疎通支援者の配置を進める施策を推進する。
- (4) 市は、災害その他の非常の事態の場合において、障害者に対しその安全を確保するための必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるようにするための施策を推進する。

#### 3 市民の役割

- (1) 市民は、意思疎通手段に対する理解を深めるよう努める。
- (2) 市民は、障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解するよう努める。
- (3) 市民は、相互に意思疎通手段を利用することを尊重するよう努める。
- (4) 市民は、意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努める。

#### 4 事業者等の役割

- (1) 事業者等は、意思疎通手段に対する理解を深めることに努める。
- (2) 事業者等は、障害者が、意思疎通手段を選択して利用する機会が確保され、情報を取得し、利用することが、障害者の日常生活及び社会生活にとって必要不可欠であることを理解するよう努める。
- (3) 事業者等は、障害者が意思疎通手段を利用できるよう、合理的な配慮を行うよう努める。
- (4) 事業者等は、意思疎通手段の普及及び利用の促進に係る市の施策に協力するよう努める。

める。

5 意見の聴取

- (1) 市は、市障害福祉計画等の策定又は変更の機会において、各施策の内容の検討及び見直しを行うに当たり、障害者並びにその他の関係者及び関係団体の意見を聴くものとする。

6 財政上の措置

- (1) 市は、各施策を推進するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

7 意思疎通手段の利用環境の整備等

- (1) 意思疎通手段を学ぶ機会の提供  
(2) 学校等による意思疎通手段に対する理解の促進  
(3) 事業者等による意思疎通手段に対する理解の促進  
(4) 意思疎通手段による情報発信等  
(5) 手話及び要約筆記による意思疎通支援  
(6) 意思疎通支援者の配置支援  
(7) 意思疎通支援者の確保と養成

### Ⅲ. スケジュール

- |            |                               |
|------------|-------------------------------|
| ・令和5年8月    | パブリックコメント実施                   |
| ・令和5年9～10月 | パブリックコメントの意見整理<br>条例案の修正検討、確定 |
| ・令和5年10月   | パブリックコメント実施結果の公表              |
| ・令和5年12月   | 令和5年第4回箕面市議会定例会に条例案を提案        |